

令和8年度事業計画書

令和8年度においては、国民の食生活の向上並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資するための事業を実施するものとする。

《公益目的事業》

一般消費者向けに食肉の安全・安心、栄養及び機能に関する知識及び情報（以下「食肉に関する知識及び情報」という。）の収集、食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究等の事業を実施する。

I 食肉に関する知識及び情報の収集並びにそれらの提供

1 緊急時生産流通体制支援事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなどの家畜疾病や食中毒事故の発生等、食肉の流通に大きな影響を及ぼす恐れのある疾病等の発生に備え、常時より国産食肉を取り巻く安全・安心に係る多様な情報の収集と消費者への普及を図るため、全国を区域として次の事業を実施する。

（1）食肉学術情報の収集

ア 食肉学術情報収集会議の開催

イ 食肉学術情報の収集

ウ 委託研究の実施

（2）食肉情報普及素材の作成等

ア 普及素材作成検討委員会の開催

イ 普及素材の作成

ウ インターネットを活用した情報提供体制の整備

2 食肉情報等普及・啓発事業（（公社）日本食肉協議会助成事業）

（1）催事によるもの

国産食肉の機能・栄養面や安全性に関する消費者の誤解、不安を払拭しつつ、食肉に関する理解醸成を図るための催事に出席し、普及啓発資料の展示、国産食肉の試食、冊子等の配布及びアンケート調査等を行う。

（2）催事以外によるもの

国産食肉の栄養と機能等に関する正しい知識を消費者に普及啓発するため、「食肉と健康を考えるフォーラム委員会」を開催するとともに、知識普及啓発冊子及びパンフレットの作成等を行う。

3 国産食肉等新需要創出緊急対策事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

(1) 給食を通じた国産食肉等の供給安定と利用拡大を図るための取組を全国に普及させるため、全国を区域として次の事業を実施する。

ア 国産食肉等の安全性や栄養に関する理解の醸成を図るためのセミナーの開催、安全性の普及啓発

イ 国産食肉等の利用を推進するための全国協議会の開催、給食献立の提案及び調理講習会の開催

(2) 食肉関係団体が実施する国産食肉等の新需要を創出するための取組についての成果の発表会を開催するとともに、合同商談会を実施する。

4 食肉産業展出版事業（（公社）日本食肉協議会助成事業）

食肉に関する知識普及及び情報提供を図るため、食肉産業展への出展を行う。

5 国産食肉への消費者支払意思増加促進事業（（公財）全国競馬・畜産振興会助成事業）

持続的な食肉生産が可能となるよう合理的な価格形成の仕組みの構築が進められている中、生産コストの価格転嫁に伴う消費量の減少を最小限に抑制するため、次の事業を実施する。

(1) 推進委員会等開催事業

学識経験者等から成る「推進委員会」を開催し、事業の基本的な推進方針に関する検討及び達成目標等の自己評価結果の検証等を行う。

(2) 国産食肉への消費者支払意思増加促進事業

ア セミナー開催事業

一般消費者を対象に、学識経験者を講師として、食肉の健康機能等（栄養、保健機能、おいしさ等）について科学的根拠に基づいた情報を、平易かつ的確に提供するセミナーの開催

イ 情報冊子・動画の作成事業

セミナーの講義内容を要約した冊子・動画の作成

6 センター取組事業

食肉の合理的な価格での持続的供給の確保が課題となっている中、研修会やシンポジウム等を通じて、消費者を含む食肉の食料システム関係者の行動変容を促す事業を実施する。

II 食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究

1 緊急時生産流通体制支援事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

食肉の安全・安心に関する意識調査を実施する。

- （1）意識調査検討委員会の開催
- （2）意識調査・分析の実施

2 国産食肉等新需要創出緊急対策事業（（独）農畜産業振興機構補助事業）

新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーンの構築やその他の国産食肉等の新たな消費方法等についての取組を全国に普及させるため、次の事業を実施する。

- （1）モデル地域など優良事例の現地調査
- （2）成果の取りまとめ、普及資料の作成・配布

内閣府提出資料（内閣府の認定を受けている事業）

(1) 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	食肉に関する知識及び情報の収集、食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究等の事業	79.6

〔1〕事業の概要について

〔1〕事業の概要について

1 趣旨（目的）

食肉の安全・安心、栄養及び機能に関する知識及び情報（以下「食肉に関する知識及び情報」という。）の収集、食肉に関する知識及び情報の提供、食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究等を行うことにより、国民生活の向上並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資する。

2. 事業

(1) 食肉に関する知識及び情報の収集事業

食肉は健康面で優れた様々な機能を有している一方、BSE、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の疾病や食肉の生食による食中毒等の発生がありうるため、その栄養・機能や安全性に関する消費者の関心は極めて高く、科学的根拠に基づき適切な情報を提供しないと、食肉の消費やそれを通じた国民の健全な食生活に大きな影響を与え、ひいては食肉の生産・流通にも悪影響を及ぼす恐れがある。

そのため、食肉の消費に当たって消費者の関心が高いと思われる食肉の安全性、健康、栄養・機能等に関する基礎的な情報や新たに得られた知見に関する情報を収集し、評価を行う。

（財源：独立行政法人農畜産業振興機構補助金、公益財団法人全国競馬・畜産振興会助成金、公益社団法人日本食肉協議会助成金、基本財産・特定資産運用益）

(2) 食肉に関する知識及び情報の提供事業

消費者の関心が高いと思われる食肉と健康に関する情報やその時々の特事項に関する情報を様々な情報伝達媒体を用いて提供する。

（財源：独立行政法人農畜産業振興機構補助金、公益財団法人全国競馬・畜産振興会助成金、公益社団法人日本食肉協議会助成金、基本財産・特定資産運用益）

ア シンポジウム、セミナー、出張講座等による知識及び情報の提供事業

シンポジウム、セミナー、出張講座等を開催して、消費者の関心が高いと思われる食肉と健康に関する知識・情報やその時々の特事項に関する知識・情報を提供する。

イ 催事を利用した知識及び情報の提供事業

当センター以外の者が開催する催事を活用して、消費者の関心が高いと思われる食肉と健康に関する知識・情報やその時々の特事項に関する知識・情報を提供する。

ウ 普及冊子、インターネット等による知識及び情報の提供事業

消費者の関心が高いと思われる食肉と健康に関する知識・情報や時々の特事項に関する普及冊子を作成するとともに、ホームページを通じて食肉に関する知識・情報を一般に広く提供する。

(3) 食肉の生産・流通及び消費に関する調査研究事業

食肉の生産・流通・消費に関する最新の状況、課題とその解決に向けた取組等について調査研究し、適切な情報を食肉関係者や消費者に提供する。

(財源：独立行政法人農畜産業振興機構補助金、公益財団法人全国競馬・畜産振興会助成金、基本財産・特定資産運用益)

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠		定款第4条第1項第1号から第4号まで
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
01	当法人は、昭和 63 年から、食肉と栄養・健康の関係について医学・栄養学・獣医畜産学的見地から検討を行う「食肉と健康に関するフォーラム委員会」を設置し、その成果を知識普及冊子として作成配布するとともに、食肉に関するフォーラム・セミナー及び調理講習会を開催して、食肉の栄養や機能、健康との関連などの知識の普及活動及び利用方法の普及活動を継続して実施しており、認定法第2条第4項の別表第 1 号「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する。	
22	国民の食生活に不可欠な食料である食肉の持つ栄養や健康機能性、安全性等に関する情報の提供は、食生活の向上等を通じて消費者の利益の増進に寄与するものであり、認定法第2条第4項の別表第 22 号「一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業」に該当する。	
19	国産食肉を生産する畜産業は、中・山間農業地域及び平地農業地域に立地しており、これら農業生産地域の経済を支える主要な産業となっている。国産食肉の知識普及啓発により消費の増進を図ることは、畜産業を営む農業生産地域の発展に寄与するものであり、認定法第2条第4項の別表第 19 号「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件</p>	<p>公 1 事業のうち、(2)-ア「シンポジウム、セミナー、出張講座等による情報提供事業」が該当する。</p> <p>1について</p> <p>これら情報提供事業は、国民の食生活の向上並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資することを目的としており(定款第3条)、不特定多数の者の利益に寄与することを目的としている。</p>	

	<p>を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>2について</p> <p>当センターが主催するシンポジウム、セミナー、出張講座等については、新聞、雑誌、チラシ等の媒体によるほか当センターのホームページにおいてその開催と出席・参加案内の周知を図っており、参加・受講の機会は一般に広く開かれている。</p> <p>3について</p> <p>シンポジウム、セミナー、出張講座等の講師はその分野に通暁している学識経験者、行政担当者等に依頼しており、その内容には万全を期している。</p> <p>さらに、シンポジウム、セミナー、出張講座等による情報提供に際しては、参加者・受講者等にアンケート調査を実施し、情報提供効果の把握に務めている。</p> <p>4について</p> <p>セミナーの講師等に対する謝金については、補助・助成元の報酬基準に基づき、適正な額を支払っている。</p>	
<p>(6) 調査、資料収集</p>	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>公1事業のうち、(1)「食肉に関する知識及び情報の収集事業」及び(3)「食肉の生産、流通及び消費に関する調査研究事業」が該当する。</p> <p>1について</p> <p>これら調査研究事業は、国民の食生活の向上並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資することを目的としており(定款第3条)、不特定多数の者の利益に寄与することを目的としている。</p> <p>2について</p> <p>調査結果や収集した資料については、その結果を取りまとめた際、食肉関係者や関係行政機関、関係団体に配付するほか、当センターのホームページに掲載し、食肉関係者や消費者等がアクセスできるように措置するとともに、その問合せにも応じている。</p> <p>3について</p> <p>調査や資料収集については、学識経験者等の専門家からなる委員会を設置し、同委員会での検討を踏まえて実施するとともに、その結果を公表している。</p> <p>4について</p> <p>調査、資料収集に該当する事業において、外部に委</p>	

		託するのは調査・収集の一部だけで、調査・資料収集の設計と調査結果等の分析は、当センター内に設置した委員会の意見を踏まえつつ当センターが自ら行っており、外部に全てを委託することはない。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>公1事業のうち、(2)-イ「催事を利用した情報の提供事業」及び(2)-ウ「普及冊子、インターネット等による情報提供事業」が該当する。</p> <p>1について</p> <p>これらの情報提供事業は、国民の食生活の向上並びに畜産業及び食肉産業の近代化に資することを目的としており(定款第3条)、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>2</p> <p>アについて</p> <p>シンポジウム・セミナー、当法人が出展する催事等に参加した者に冊子等の知識普及素材を提供しており、また、一般からの資料要求については、FAX やインターネットホームページからも申し込むことができる旨を明記するなど、受益の機会は一般に公開されている。</p> <p>イについて</p> <p>普及冊子は、いずれも学識経験者の協力等の下に作成し、質の高い情報提供に努めている。また、インターネットコンテンツも、冊子そのものを閲覧できるほか、冊子の内容を基礎に新たなコンテンツを作成するなど、消費者に分かりやすい情報提供ができるようにしている。</p> <p>ウについて</p> <p>冊子等の情報伝達媒体の作成に当たっては、その作業を外注することとなるが、一定の金額を超えるものは入札で業者を決めている。企画競争入札の場合は、当法人に設置した外部委員による審査委員会により落札者を決めることとしており、審査の公平性と透明性を確保している。</p> <p>エについて</p> <p>普及冊子やインターネットコンテンツは、消費者に食肉に関する正しい知識・情報を伝えることを目的としており、業界団体の販売促進、共同宣伝に使うことはない。</p>	